

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

私どもの地域に甚大な被害をおよぼした東海豪雨災害から20年となるが、近年は地球温暖化の影響などにより全国各地において自然災害は一層頻発化・激甚化している。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を取りまとめ、集中的に取り組んでいるが、その期限は令和2年度末までとなっている。

しかしながら、今後も引き続き起こり得る、温暖化により激甚化する水害や南海トラフ地震等の大規模自然災害の被害を最小限に抑えるとともに、強靱な経済基盤を構築するためには、中長期的な視点が不可欠であり、今後も、河川改修、耐震対策等の事前防災や社会基盤の老朽化対策を推進するなど、防災・減災、国土強靱化を加速化・深化させていく必要がある。

よって、国におかれては、防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施期間終了後も中長期的な視点に立った対策を実施できるよう、気候変動への対応やインフラの老朽化対策など近年の情勢を踏まえ、事業の延長と充実を図るとともに、必要となる予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 対策に伴う地方負担分については、令和2年度末が期限とされている緊急防災・減災事業債等について延長するとともに、地域の実情を踏まえ、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

3 社会資本の整備・維持管理に加え、災害発生時に TEC－FORCE（緊急災害対策派遣隊）として迅速かつ円滑な復旧等のための活動する国土交通省の地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員や体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年11月27日

愛知県北名古屋市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様
国土交通大臣	赤羽一嘉様
内閣府特命担当大臣（防災）・国土強靱化担当大臣	小此木八郎様